**いしかわUIターン就業促進交通費助成金交付要綱**

（目的）

第１条　石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、UIターン就業を促進するため、UIターン就業のための来県に係る交通費を県内企業が負担した場合に、その費用について、予算の範囲内において助成金を当該企業に交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

一「県内企業」とは、石川県内に事務所又は事業所を有する事業者(個人含む)をいう。

二「UIターン就業のための来県」とは、石川県又は、機構が運営する、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（以下「ILAC」という）がコーディネートして、県内企業が実施する仕事体験、会社説明や職場見学、社員との交流会、人事担当者等との面談や面接など（関係人口に寄与する、副業としての県内企業への訪問も含む）をいう。

（助成対象者）

第３条　交通費助成の対象者は、UIターン就業のための来県にかかる交通費を支給する県内企業であり、以下のすべてを満たす者であること。

一　官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

三　県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

四　雇用保険の適用事業主であること。

五　役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

六　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

七　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

八　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

九　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

十　申請内容の審査に必要な書類等を整備・保管し、石川県や機構による実地調査・検査の受け入れに協力すること。

（助成対象経費及び助成額）

第４条　対象となる経費及び助成額は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 | ILAC相談者（学生を除く）で、県外の住所地と県内企業の間の移動にかかる交通費に対して県内企業が支給した費用※ 宿泊費も含めて支給している際は、原則交通費分についてのみ対象とする。※ 国、県、市町から同趣旨の助成金の交付を受けた場合は、助成対象外とする。※ 来県者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への訪問は対象外とする。 |
| 助成額 | 助成対象経費の8割（上限額：20,000円/人、100円未満切り捨て）※ 同一の来県者の１つの企業への訪問につき、年度につき1回限り申請可能とする。 |

（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、UIターン希望者へ交通費を支給した月の翌々月末、又は支給日の属する年度末のいずれか早い日までに、助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を機構に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第６条　会長は、前条の助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第７条　助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）は、請求書を兼ねるものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　会長は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　助成金の申請者が、法令、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合

二　助成金の申請者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

三　助成金の交付決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（助成金の返還）

第９条 会長は、助成金の交付を受けた者に対し、前条により交付決定を取り消した場合は、

既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（助成金の経理）

第１０条　助成を受けた県内企業は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第１１条　機構は、助成事業の適正を期すため必要があるときは、助成を受けた県内企業に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

（その他）

第１２条　この要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則　この要綱は、令和５年４月1日から施行する。